

トランプ政権によるウイグル強制労働問題へのアプローチ

上席主任研究員 玉置 浩平

事実上の禁輸措置の優先執行対象として5分野を追加

米国土安全保障省は8月19日、中国・新疆ウイグル自治区の産品などの輸入を事実上禁じるウイグル強制労働防止法（UFLPA）の執行に関する戦略（UFLPA戦略）の改訂を公表した。UFLPA戦略は2022年6月の法施行時に初めて策定され、以降は年1回改訂されている。今回はトランプ政権下で初めての改訂であり、また米中貿易交渉の最中の公表という点で注目される。

今年の改訂では、UFLPAに基づく措置を優先的に執行すべきセクターとして、新たに苛性ソーダ、銅、ナツメ、リチウム、鉄鋼の5分野が追加された。既存の優先分野には、アパレル、綿・同製品、ポリシリコンを含むシリカ製品、トマト・同製品、アルミニウム、ポリ塩化ビニル、水産品の7分野が指定されており、今回は比較的多くの分野が追加されたと言える。

米税関のデータによれば、執行措置の対象となった貨物は法施行直後に比べて金額ベースで減少傾向にある。これはハイリスク品目の輸入が回避されているためとみられ、トランプ関税の影響も考慮すれば、今回の改訂で貨物の差止めなどが増加するとは限らない。しかし、他国による類似の措置や関連セクターへの影響、企業のレピュテーションリスクという意味では、UFLPA戦略は依然として重要だろう。

異なる理念の下で保たれる政策の継続性

トランプ政権の対外政策については、民主的価値や人権問題に対する関心の低下が指摘される。米国務省が8月12日に公表した世界各国の人権問題に関する年次報告書では、バイデン政権下で公表された前年度版に比べ、大幅に分量が削減されたことが注目を集めた。中国に関する記述は、国・地域別で見れば最多ではあるが、それでも前年度の91ページから42ページへと半分以下に減少した。

一方、トランプ政権が追求するアメリカ・ファーストの通商政策という観点からは、強制労働などによって生産された外国製品の輸入は米国企業との公平な競争条件を害するものであり、積極的に規制措置を講ずることは正当化される。今回、優先対象に指定された鉄鋼と銅が、いずれも通商拡大法232条に基づく品目別関税の対象でもあることは示唆的だ。もちろん、人権問題と通商政策を結び付ける論理はバイデン政権期から見られたが、トランプ政権下では保護主義のツールとして人権問題を「活用」という構図がより鮮明になっている。

米国と各国との関税交渉が中国の人権問題への対策を促進する可能性もある。例えば、8月21日に発表された関税合意に関する米EU共同声明では、双方が「サプライチェーンにおける強制労働の廃止に関するものを含め、国際的に認められた労働権の強力な保護を確保するために共に取り組む」との文言が盛り込まれた。米国は既に第三国からの輸入品にもUFLPAを積極的に適用しているが、トランプ政権下では関税迂回の防止とも連動する形で第三国への圧力が強まるだろう。

関連セクターへの間接的影響にも留意を

今年の改訂では、鉄鋼を優先分野に指定する理由を説明する箇所で、下流産業として自動車と造船が例示されている。あくまで中国側の動向に関する記述ではあるものの、米当局がサプライチェーンの広がり意識していることがうかがえる。優先分野の取引のみならず、それらを中間財として使用する関連セクターへの影響の波及にも注意が必要だ。

既に自動車産業ではサプライチェーンにおけるウイグル強制労働問題のリスクが度々指摘されており、UFLPA戦略も銅に関して民間のレポートを参照している。折しもUFLPA戦略が改訂された8月19日には、自動車大手6社（フォード、GM、ホンダ、日産、ステランティス、トヨタ）からサプライヤーに対し、強制労働のデューディリジェンス強化を呼び掛ける合同レターが発出された。

また、トランプ政権は造船業の復興を掲げ、中国関係船舶に入港手数料を課すなどの措置を打ち出している。今後、さらに船舶関連の規制が強化されることになった場合、例えば建造時に使用された部材のサプライチェーンにおける人権リスクに関する要件の導入などが検討される可能性もある。

▽2025年版UFLPA戦略（抜粋）

鉄鋼 少なくとも2016年以降、新疆ウイグル自治区当局と新疆生産建設兵団は、鉄鋼を重要産業として位置付けている。これらは、自動車や造船を含むいくつかの重要な川下産業での使用を目的に、新疆ウイグル自治区の鉄鋼部門を投資、技術向上・再編および鉄鋼製品開発の対象としている。（略）

（出所）米国土安全保障省

(執筆者プロフィール)

玉置 浩平 (Kohei Tamaoki)

TAMAOKI-K@marubeni.com

上席主任研究員

研究分野：地政学リスク、経済安全保障、産業・通商政策

外務省入省後、朝鮮半島、宇宙・海洋安全保障、国際原子力協力などに関する外交政策の企画・立案に従事。在大韓民国日本国大使館では、北朝鮮情勢や韓国政治・外交に関する情報収集・分析を担当。2021年から丸紅経済研究所にて地政学リスクや経済安全保障などに関する調査研究を行う。東京大学法学部卒業、タフツ大学フレッチャースクールLL.M.修了（国際法修士）。米国ジャーマン・マーシャル財団 Young Strategists Forum 2023 コーホート。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。